吹田民主商工会
いんふぉめ～しょん

吹田市川園町20－1
TEL（06）6383－2211
FAX（06）6382－8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

営業時間短縮協力金の申請会

大阪府の営業時間短縮協力金の申請会の１回目を22日に行い12名の会員が参加しました。今回は事前に民商から申請が必要な飲食店の会員に役員や事務局から申請書を届けました。この申請書は前回と違い売上要件がないため比較的簡易になっているので、多くの参加者がほとんどの必要事項を記入され点検作業をする形になりました。

確定申告の際には各種届出は忘れずに

免税点を上回った場合

課税事業者届出書が必要です。提出していないと申告書が届きません。最近の税務調査は消費税の無申告者が狙われています。

免税点を下回った場合

売上金額（課税標準額）が免税点１千万円以下になった時には「消費税課税事業者でなくなった旨の届出」を提出する必要があります。特に今回の申告ではコロナ禍で売上が著しく減少した方も多いと思います。免税点を判定する金額は消費税の課税事業者は消費税申告書の「課税標準額」（税抜売上）で、免税事業者は税込の売上で行います。届出を忘れていた場合は申告が必要でない年分でも申告書が届くため、誤って必要がない申告・納税をすることになります。

簡易課税の選択・不選択の届出

事業年分が開始される前に提出する必要があります。事業形態や事業規模が変化すると一般課税・簡易課税の申告方式によって納税額の有利・不利が変化します。最近では自転車販売店で長年簡易課税を選択していたところ、電動自転車の販売が多くなり原価率が低くなっていたので一般課税で計算すると納税額が減ったケースもありました。また売上（課税標準額）が５千万円を超えて現在一般課税で申告されている方で過去に簡易課税を選択している場合は、現在も簡易課税の選択は有効になっているので売上が５千万円を下回ると２年後に簡易課税に戻ります。こちらもコロナ禍で売上が減少した場合にはご注意ください。

申請書記載で多かった間違い

様式１～３「本店所在地（個人事業主の住所）」

申請書（様式１）・確認書（様式２）・誓約書（様式３）の「本店所在地（個人事業主の住所）」は、**個人事業主の場合は住民票の住所、法人は登記の所在地を記載します。**誤って店舗の所在地を記載されているケースが非常に多くありました。店舗の所在地を記載する項目は要件確認書（様式２）の「対象店舗所在地」のみです。ご注意ください。

確認書（様式２）の「ステッカー導入時期」

ステッカーの導入時期を誤っているケースが多くありました。ステッカーの登録・掲示が遅れた場合であっても、選択項目にあるやむを得ない事情があれば支給要件として認めることとされています。ステッカーの登録日は大阪府の記録として残っているため、誤って申請すると申請不備で返送されるか不支給決定される恐れもあります。営業時間短縮・休業の開始日（14日もしくは18日）より前か後かを間違えないようにしてください。

記載漏れが多い項目

申請書（様式１）の金融機関コードと支店コード

二つのコードは銀行・信用金庫などは通帳を開いて１ページ目に記載されています。金融機関コードは分かりにくいですがほとんどの場合、そのページの金融機関名の下に小さく記載されています。またゆうちょ銀行の支店コードは２ページ目の一番下に記載されています。

要件確認書（様式２）の業態の項目

業態ごとの番号は要件確認書の２ページ目の一覧があるのでそちらを確認して記載してください。

要件確認書（様式２）の□（チェックボックス）

項目ごとのチェックボックスは必ずどれか一つを選択して✓（レ点）を打ってください。

様式１～３の申請日・誓約日

申請日はレターパックで投函する日、誓約日は誓約書を記載した日を記入してください。

重税反対全国統一行動　吹田集会

集団申告のお知らせ

３月12日(金)11時00分　メイシアター集会室

所得税・消費税の確定申告をされる方は申告書と切手（所得税の84円・消費税やその他届出を含む場合は94円）を貼った返信用封筒（長形三号）を申告書が折らないで入る大きな封筒（角形二号）に封入してご持参ください。

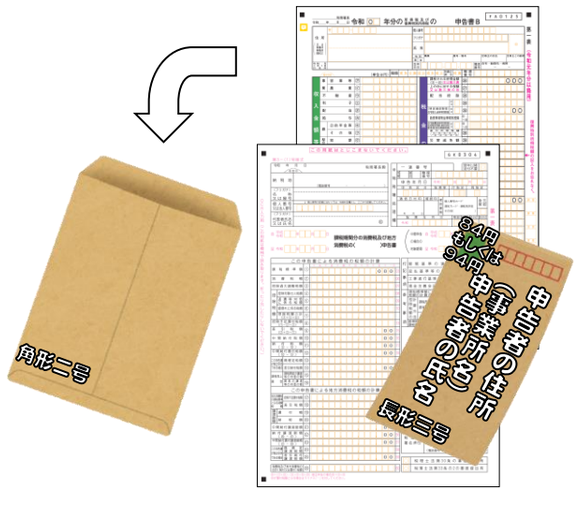

伝言板

無料法律相談（要予約）
３月18日（木）13時00分　吹田民商会館
北大阪総合法律事務所による無料出張相談です。
相談を希望される方は必ず予約をご連絡ください。

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！